

情報ファイル

information file



税

家屋を取り壊したら ご連絡を

家屋の全部または一部を取り壊した場合は、税務グループへ連絡してください。

昨年取り壊した家屋については、来年度から課税されませんので、面積の大小にかかわらずご連絡いただくようお願いいたします。電話連絡でも受け付けます。

ただし、滅失登記済みの場合や家屋調査の際に申し出をした場合は不要です。

問合せ先

税務グループ

☎ 52-1111 (内線 245・258・244)

事業を営まれている皆さんへ 償却資産申告書を 提出してください

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産のうち、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金や必要経費に算入される次のようなものをいいます。

① 構築物（建物附属設備を含む）
門、塀、上屋、構内舗装、広告施設など

② 機械および装置 旋盤、ボール盤、フライス盤など

③ 船舶 ボート、漁船など

④ 航空機 セスナ、ヘリコプターなど

⑤ 車両および運搬具 手押し車、動力運搬車など（自動車税や軽自動車税の課税対象の自動車などは除きます）

⑥ 工具・器具および備品 工具類、計算機、レジスター、机、いすなど

* * *

これらの資産をお持ちの方は、平成24年1月1日現在の資産所有状況を1月31日(火)までに申告してください。

なお、平成24年度償却資産申告書を、以前から事業を営まれている方には送付しましたが、平成23年中に新しく事業をはじめた方や申告書が届かなかった方は、税務グループへ連絡してください。

※ 地方税ポータルシステム（エルタックス）を利用して電子申告ができます。

詳しくは、エルタックスホームページをご覧ください。
<http://www.eltax.jp/>

サポートデスク電話番号
☎ 0570-081459

提出・問合せ先

税務グループ

☎ 52-1111 (内線 245・258・244)



過払い金の返還 債務整理の無料相談

事件処理に着手するまで

刈谷駅から
徒歩0分

着手金0円



司法書士 今井裕司

このような方はご相談下さい!

- 払い過ぎた利息を取り戻したい!!
- 過払い金のある貸金業者が倒産したら?
- 年収の1/3以上は借りられないの?

刈谷市南校町1-73 南口ファミマ2F

司法書士法人 あいち司法&相続 0120-979-851